

令和6年 第2回

農業委員会総会議事録

令和6年2月19日(月) 開催

多摩市農業委員会

令和6年2月19日(月)午後2時、市役所 東庁舎会議室(東庁舎1階)で、令和6年第2回多摩市農業委員会総会が開催された。

参加委員は次のとおりであった。

1番 小島豊 委員	2番 萩原重治 委員	3番 伊藤忠男 委員
5番 澤登早苗委員	6番 武内好恵 委員	7番 柚木実 委員
8番 増田保治委員	10番 新倉隆 委員	11番 須藤忠志 委員
12番 太田盛久 委員	13番 熊野美幸 委員	14番 青木幸子 委員
15番 増田実生 委員		

出席した事務局職員は次のとおりであった。

事務局長 渡邊哲也、農地係長 沖迫達矢、書記 小形達也

午後2時に総会を開会した。

事務局長(渡邊) 定刻となりましたので、只今より、令和6年第2回多摩市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は13名であります。多摩市農業委員会会議規則第6条の規定による過半数を満たしており、本総会が成立することを報告いたします。

それでは、会議規則第4条の規定により、これより、議事の進行は、会長にお願いいたします。

会長(萩原) これより会議を開きます、本日の議事日程は

日程第1 第1号議案 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定による審議について

日程第2 第3号報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程第3 第4号報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

日程第4 第5号報告 相続税納税猶予の継続届に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明書の交付について

であります。

会長(萩原) 議事に入る前に、多摩市農業委員会 会議規則 第13条 第2項の規定により、議事録署名委員を2名、指名することになります。

指名は、議長によるものとし、本日の議事録署名委員は、

7番 柚木 実委員、

8番 増田 保治委員 を指名いたします。

よろしくお願ひします。

- 会長(萩原) それでは議事に入ります。
- 日程第1 第1号議案 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定による審議についてを議題とします。
- 事務局に朗読と説明を求めます。
- 書記(小形) 日程第1 第1号議案 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定による審議について(和田地区 1件)を、電子音声により朗読し、説明した。
- 農地係長(沖迫) 貸借に至る経緯及び内容や審査要件のほか、現地調査結果について説明を行い、地元委員へ補足説明があれば発言を求めた。
- 会長(萩原) 事務局の説明が終わりました。
- 委員(柚木) それでは、地元担当委員の柚木委員、何かございますか？
- ヒアリング時に農協関係のことを聞いたのですが、農協には農作物を出せないと言っておられました。申請書中、耕作事業の内容について、農作物の販売先がここに書かれている以上に広がっていくことが懸念されました。小さな農家さんと競合することになると、困る場合もあるのではないかと思いました。
- 事務局長(渡邊) 現地調査にて実際に確認をしていただいて、競合するのではないか？ とのお話をいただいたのですが、今回の認定を受けようとする団体については、事業内容にあるとおり、市内のスーパーに出荷するということで、地元農家さんが直接販売している「いきいき市」などへは出さないというお話でしたので、競合することはない、というご説明がありました。
- 農地係長(沖迫) この団体は、もともと相模原の方にかなり大きな農地をお持ちでありますて、それに比べますと、今回の該当農地は、1,500m²程度ですので、ここで大きな収穫量を得ようとするものではなく、ゆくゆくは、体験農業などに利用することも視野に入れている、とのお話がありました。柚木委員の懸念する市内農家との競合については、あまり問題にはならないのではないか、という印象を持っております。
- 会長(萩原) ほかに質疑はございませんか？ 当該農地は露地野菜を耕作するということでおろしいですか？
- 農地係長(沖迫) はい。貸し出す方の農地はほかにもありますが、そこは賃貸借を予定しており、本協議にあります農地は、相続発生後は売却を考えている、とのことでした。相続状況によつては、ほかの農地も併せて売却しなければならない可能性もあり、現在精査をしているとのことです。精査後に、他の農地の賃貸借についても結論を出すとした。
- 委員(武内) 相続の話はわかりましたが、新規に貸借を結ぶ場合、本申請書にある貸し出し方と団体間での契約になるのでしょうか？ 貸し出し方と団体とはどういう関係性だったのですか？
- 農地係長(沖迫) はい、そのようになるものと思われます。もともとは、貸し出し方から農地に関する相談を受けたのが始まりで、市で農地を利用できないか？ との申し出があり、ほぼ同時に、当該団体からの市内農地要望を受けて、双方の提案を結び合わせた結果、今回の認定申請に至った、というものです。
- 委員(武内) わかりました。団体には相模原にも農地があり、山王下にも温室があると聞いていますが、これらに加えて本件の農地が加わるということで、障がい者雇用があるとし

	ても人員的に大丈夫なのか、という不安があるのと同時に、事業内容にあります「市内で子供や高齢者の農業体験の場として活用」というのは、団体の子供や高齢者を指すのか、市内の子供や高齢者を指すのか、どちらでしょうか？
農地係長(沖迫)	まだ具体化していませんが、農地近くに幼稚園がございますので、そういうお話も出ておりました。団体関係者だけでなく、社員の福利厚生の場など、広く活用の場を探るという意味のお話がありました。
事務局長(渡邊)	申請書にありました26人という従業員数から、広範な事業に割り当てることもでき、新たな雇用も随時行なっているということです。基本的には、障がい者を雇用するということで、事業を実施してきているとのことです。
会長(萩原)	ほかに質疑はございませんか？ 議題となっている農地をきれいに管理していただけて活用されれば、農業委員会としても好ましい状況ではあります。ほかに質疑はございませんか？ 団体は、市内でもほかにも農地を探しているのですか？
事務局長(渡邊)	団体に対し、どこまで農地経営を広げたいか、という確認までは、とっておりません。貸し出し方が農地を管理しきれないという現実があり、農地の継続が難しいというところで、今回の取り組みとしては、農地保全という観点からすれば、望ましいものであるとは思っています。
委員(柚木)	現地調査の際に、一緒にいらっしゃった方は、貸し出し方の息子さんですか？
事務局長(渡邊)	おっしゃるとおりです。息子さんは、お仕事をお持ちでいらっしゃって、なかなか農業に従事することが難しいことから、相談がございました。
会長(萩原)	ほかに質疑はございませんか？ 柚木委員。
委員(柚木)	申請書類中の7番に、「市内の農業生産者との話し合いや協業作業活動についてのほか、多摩市産の生産物を取り扱う販売会等にも参加希望」とあるが、こういった希望をどのようにリンクさせていくのか、だれが間を取り持つのかをお聞きしたい。
会長(萩原)	柚木さんから質問がありましたけれども、これについては、今後、私自身も貸借方の法人とお話ししたこともございませんので、考え方についてもわかりかねるところがございますので、申請書にある多摩市農業者との関係性について、多摩市の農業にプラスになることであれば、積極的に関わり合っていきたいと思っていますので、それに関しては、おいおい、今後話をする機会をもつということで、よろしいでしょうか？ 出荷先は申請書にあるとおり、限られてくるものと判断できますし、もし、小規模農家との販売ルートに競合する可能性があるのではないか、という点においては、それなりの許可が必要になってくるものと思います。事業者第3セクターでしたか？
事務局長(渡邊)	東京都・多摩市・親会社の出資によるものであります。場合によっては、農協などへ事前に状況を共有する必要があるかもしれません。今後、生産者から事業者への話し合いを希望された場合など、農家さんと市と一緒にになって対応したいと考えています。
会長(萩原)	協力関係が築けるようなご対応をお願いします。ほかに質疑はございませんか？
	質疑なし
会長(萩原)	質疑なしと認め、質疑を終了します。
会長(萩原)	お諮りいたします。
	本件を可とする委員の挙手を求めます。
	「挙手全員」

- 「挙手全員」であります。よって、本件は可決されました。
- 会長(萩原) 次に
- 日程第2 第3号報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを上程します。
- 事務局に朗読と説明を求めます。
- 書記(小形) 日程第2 第3号報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出について（連光寺地区 1件）を、電子音声により朗読し、説明した。
- 会長(萩原) 事務局の説明が終わりました。
- 委員(小島) 本件に関して、質疑はございませんか？ 小島委員。
- 地区担当委員として申し上げます。該当農地は、生産緑地調査の際によく行く農地の隣の部分です。恥ずかしながら、該当部分に農地があるということを認識しておりませんでした。公図上に水路が示してありますが、これは乞田川で、ほかの2筆と一緒に表記されていますから、これは境界確定がされずに相続がされたものと思われます。調査時に赴く農地の先、法面たる崖の下にある農地ということになります。乞田川の河川敷という認識でいたのですが、今回の届出により、水路・道路・農地とが存在するということを再認識いたしました。届出された面積は、公図上的一部を示しており、届出自体は問題ないものと思います。今後は、こういった農地も確認しながら委員活動をしていかねばならないと考えています。
- 委員(新倉) ここは生産緑地ではない、ということですね？
- 農地係長(沖迫) 生産緑地ではありません。宅地化農地ということです。
- 会長(萩原) ほかに質疑はございませんか？
- 質疑なし**
- 会長(萩原) 質疑なしと認め、質疑を終了します。
- 会長(萩原) お諮りいたします。
- 本件を報告の通り承認することにご異議ございませんか？
- 「異議なし」の表示あり**
- 「異議なし」と認めます。よって、本件は報告のとおり承認することに決しました。
- 会長(萩原) 次に
- 日程第3 第4号報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてを上程します。
- 事務局に朗読と説明を求めます。
- 書記(小形) 日程第3 第4号報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について（和田地区 1件）を、電子音声により朗読し、説明した。
- 会長(萩原) 事務局の説明が終わりました。
- 本件に関して、質疑はございませんか？
- 質疑なし**
- 会長(萩原) 質疑なしと認め、質疑を終了します。
- 会長(萩原) お諮りいたします。
- 本件を報告の通り承認することにご異議ございませんか？
- 「異議なし」の表示あり**
- 「ご異議なし」と認めます。よって、本件は報告のとおり承認することに決しました。

- 会長(萩原) 次に
日程第4 第5号報告 相続税納税猶予の継続届に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明書の交付についてを上程します。
事務局に朗読と説明を求めます。
- 書記(小形) 日程第4 第5号報告 相続税納税猶予の継続届に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明書の交付について (一ノ宮地区 1件)を、電子音声により朗読し、説明した。
- 会長(萩原) 事務局の説明が終わりました。
本件に関して、質疑はございませんか？
質疑なし
- 会長(萩原) 質疑なしと認め、質疑を終了します。
- 会長(萩原) お諮りいたします。
本件を報告の通り承認することにご異議ございませんか。
「異議なし」の表示あり
- 「ご異議なし」と認めます。よって、本件は報告のとおり承認することに決しました。
- 会長(萩原) 以上をもって、本日の議事日程は、すべて終了しました。
よって、会議を閉じます。

終了(午後2時50分)